

建屋連



県土総第4835号
令和8年3月6日

一般社団法人 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一 殿

山梨県県土整備部長



地域建設業経営強化融資制度の延長及び地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の
改正について（通知）

このことについて、地域建設業経営強化融資制度が延長されたことに伴い地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の一部を別添のとおり改正したので、御了知願います。
また、貴協会傘下の関係団体あて周知していただきますよう、併せて願います。

県土整備総務課
契約担当 内線 7072

地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領</p> <p>第1～第3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成20年12月12日から施行し、<u>令和13年3月末日</u>までの間に限り効力を有する。</p> <p>第1号様式～第6号様式 略</p>	<p>地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領</p> <p>第1～第3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成20年12月12日から施行し、<u>令和8年3月末日</u>までの間に限り効力を有する。</p> <p>第1号様式～第6号様式 略</p>